（罰則に関する経過措置）

第十条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項第四号中「第三十条第一項から第三項まで」を「第三十条」に、「第三十二条」を「第三十二条第一項、同条第二項から第五項まで（これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。）」に、「及び第二十五条第一項」を「、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第四十三条第一項」に改め、同項第八号中「第五十二条」の下に「から第五十二条の三まで」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第五十一条の二の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務

別表第一農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の項中「及び第四項から第六項まで」を「、第三項及び第五項から第七項まで」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第二項」を「第九条第二項」に、「第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条」を「第九条第一項並びに第十条並びに第十一条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十三条及び第三十条第一項」に改める。

第十四条　農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十一条の三十一第一項第二号中「第十一条の十二」を「第十一条の十四」に改める。

第七十二条の十第一項第三号中「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に、「出資」を「現物出資」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に、「同法第八条第一項」を「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第十五条　土地改良法の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「、農地保有合理化法人」を「、農地利用集積円滑化団体」に、「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）、農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に改め、「農地保有合理化事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業をいう。）」を削り、「同条第三項」を「農業経営基盤強化促進法第四条第三項」に改める。

第五十三条の三の二第二項中「農地保有合理化法人若しくは」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「若しくは農地中間管理機構」を加える。

第八十五条の四第一項中「、農地保有合理化法人」を削り、「により農地保有合理化法人又は」を「により」に改める。

第九十四条の八第一項ただし書及び第九十四条の八の二第一項から第五項までの規定中「農地保有合理化法人又は」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「又は農地中間管理機構」を加える。

第九十五条第一項、第二項及び第五項並びに第九十五条の二中「農地保有合理化法人」を削る。

第百条第一項中「農地保有合理化法人又は」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「又は農地中間管理機構」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第百八条第一項中「、農地保有合理化法人」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「、農地中間管理機構」を加える。

第百十八条第一項第四号及び第五項中「、農地保有合理化法人」を削る。

第百四十四条中「農地保有合理化法人又は」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「又は農地中間管理機構」を加える。

（農業信用保証保険法の一部改正）

第十六条　農業信用保証保険法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号を次のように改める。

三　青年等就農資金（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項第一号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）

第二条第三項第四号中「就農支援資金」を「青年等就農資金」に改める。

第八条第一項第一号ハを次のように改める。

ハ　青年等就農資金

第八条第一項第三号中「（昭和五十五年法律第六十五号）」を削る。

第十一条第二号中「農業改良資金」の下に「及び青年等就農資金」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正）

第十七条　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号ロ中「農地保有合理化法人（」を「農地利用集積円滑化団体（」に、「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）又は農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に改め、「）をいう。以下同じ。）」の下に「又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）」を加え、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」に改める。

第四条第一項及び第二項中「農地保有合理化法人又は」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「又は農地中間管理機構」を加える。

第六条中「又は農地保有合理化法人」を「、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第十八条　独立行政法人農業者年金基金法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第一号イ中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第二号中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第四項」を「農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項」に、「第四条第一項」を「第十四条の四第一項」に、「就農計画」を「青年等就農計画」に改め、「又は同号に掲げる者に該当する者」を削る。

（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正）

第十九条　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改める。